

# 高齢者の貧困と年金の生活保障機能の低下

厚生労働省社会・援護局保護課  
平成24年2月9日

## 65歳以上の生活保護受給者

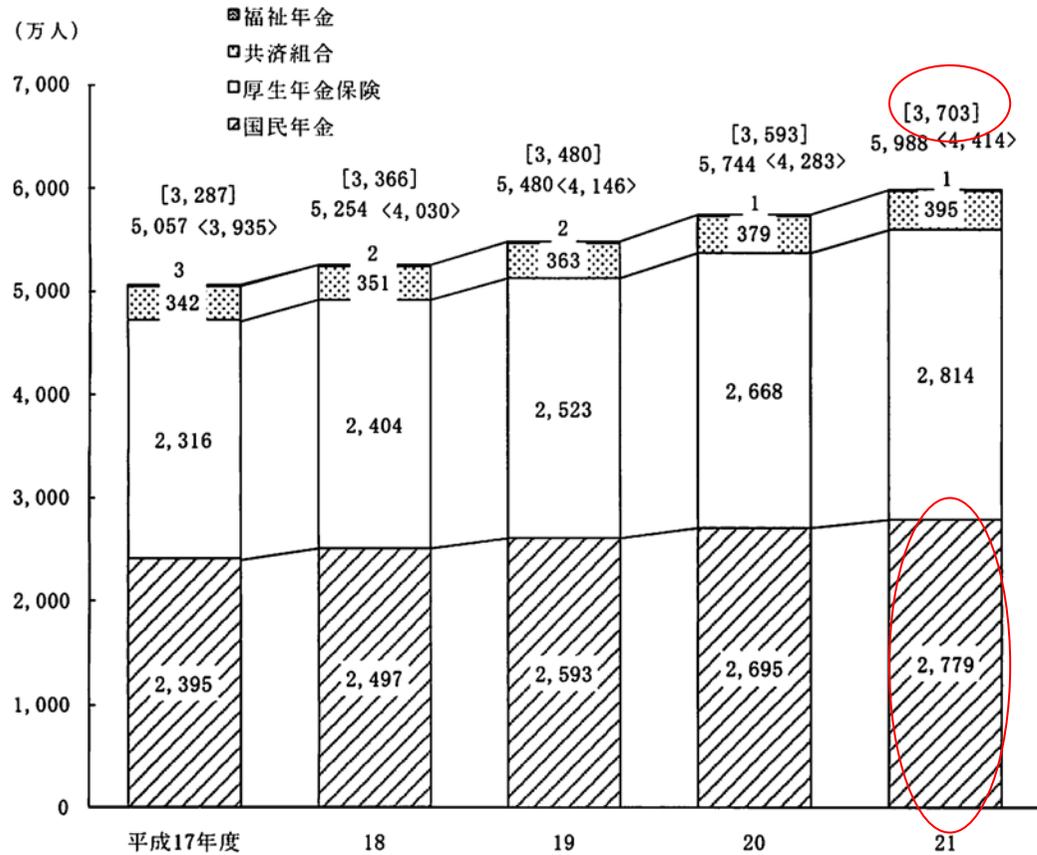
被保護人員	65歳以上の被保護人員	うち年金を受給していない者
1,673,630人	全体の4割は 高齢者 693,290人	373,760人

資料：被保護者全国一斉調査（個別、平成21年7月1日時点の抽出調査（10分の1）を基に推計）  
注：被保護人員は実際の数字（1,763,572人（福祉行政報告例））とはズレがある。

※ 2009年：65歳以上人口2888万人、2042年（65歳人口ピーク時）3878万人（2009年比1.3倍）

生活保護受給者 (H24年2月) 209万人	×	高齢者の割合 4割	= 高齢者生活保護受給者 83万人
生活扶助費 (H24度予算) 12,930億円	×	高齢者の割合 4割	= 高齢者向け扶助額 5,300億円
生活保護費 (H24度予算) 3兆7,000億円	×	高齢者の割合 4割	= 高齢者向け保護額 1兆,4800億円

### 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. [ ]内は重複のない実受給者数である。

#### 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成21年度末現在で5,988万人となっており、前年度末に比べ245万人（4.3%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給者数は、3,703万人（福祉年金受給者を含む。）であり、前年度末に比べ110万人（3.1%）増加している。

## 老齡基礎年金の年金月額分布

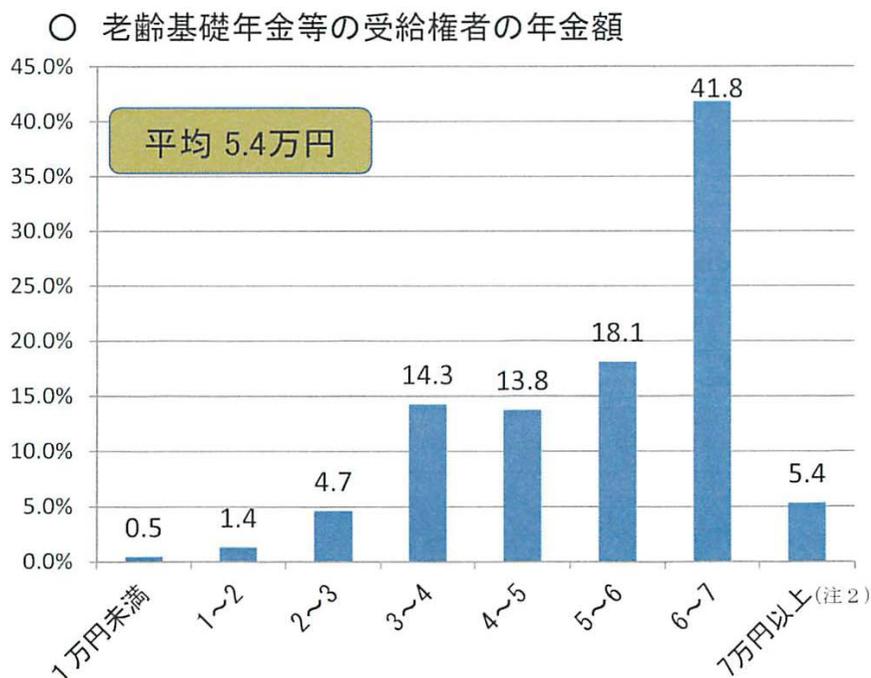
(平成21年度末)

年金月額	総数			基礎のみ・旧国年（再掲）				
	合計（割合）	男子	女子	合計（割合）	男子	女子		
	25,014,879	100.0%	10,838,209	14,176,670	8,550,449	100.0%	2,037,041	6,513,408
万円以上 万円未満								
～ 1	129,470	0.5%	11,594	117,876	54,359	0.6%	1,577	52,782
1 ～ 2	341,323	1.4%	65,999	275,324	149,560	1.7%	12,328	137,232
2 ～ 3	1,164,962	4.7%	248,496	916,466	663,623	7.8%	77,511	586,112
3 ～ 4	3,583,278	14.3%	785,899	2,797,379	2,237,235	26.2%	398,600	1,838,635
4 ～ 5	3,444,736	13.8%	914,790	2,529,946	1,417,793	16.6%	315,210	1,102,583
5 ～ 6	4,539,873	18.1%	1,671,294	2,868,579	1,420,620	16.6%	309,994	1,110,626
6 ～ 7	10,467,009	41.8%	6,754,631	3,712,378	2,060,363	24.1%	777,007	1,283,356
7 ～	1,344,228	5.4%	385,506	958,722	546,896	6.4%	144,814	402,082
平均月額（円）	54,258		59,166	50,506	48,921		53,875	47,371

注 基礎のみ・旧国年（再掲）とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金受給権者（5年年金を除く）の受給権者をいう。

## 老齢基礎年金の年金月額分布

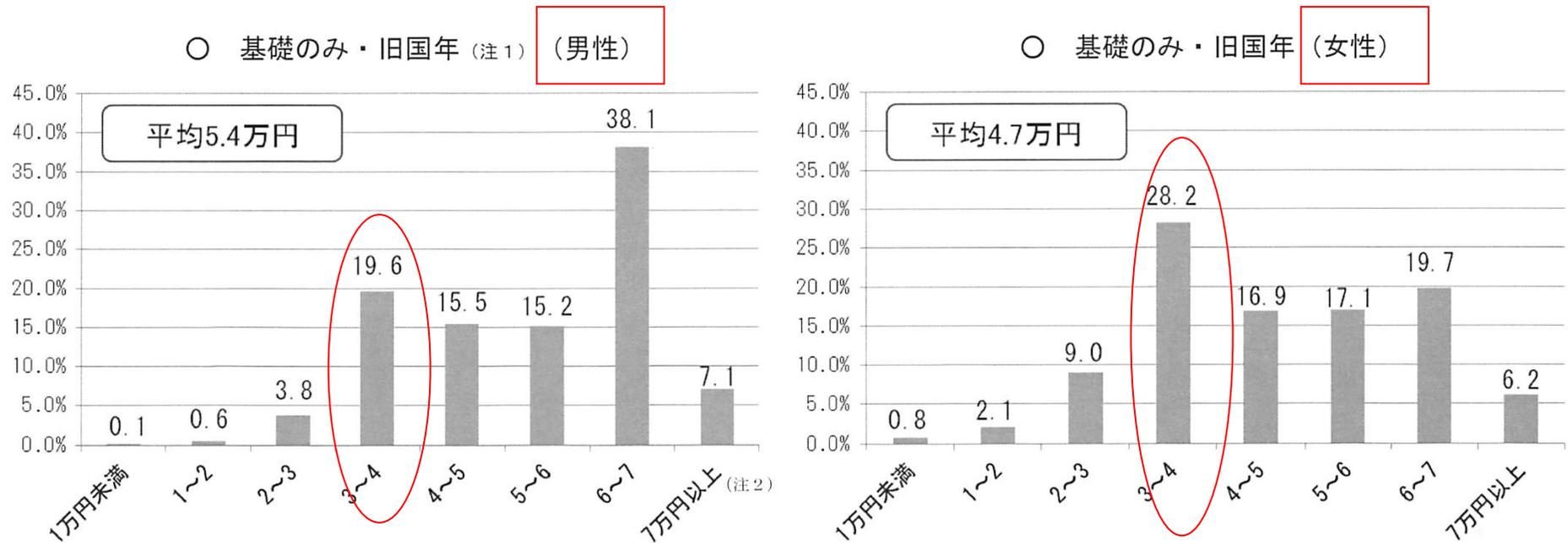
- 老齢基礎年金等の受給権者（21年度末で約2,500万人）の年金額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台、3万円台が多くなっている。
- これをいわゆる1階部分（基礎のみ・旧国民年金老齢年金）のみの年金受給権者で見た場合には、月額3万円台が最も多く、次いで6万円台が多くなっている。



(注1) 基礎のみ・旧国民年金老齢年金とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金（5年年金を除く。）をいう。  
 (注2) 老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

## いわゆる 1 階部分のみの受給権者の年金月額分布（男女別）

- 老齢基礎年金のみ（旧国民年金老齢年金含む）の受給権者の年金額は、男性平均が月額 5.4 万円、女性平均が月額 4.7 万円となっており、男性の方が高い。
- 男性では月額 6 万円台（38.1%）が最も多く、女性では月額 3 万円台（28.2%）が最も多くなっている。

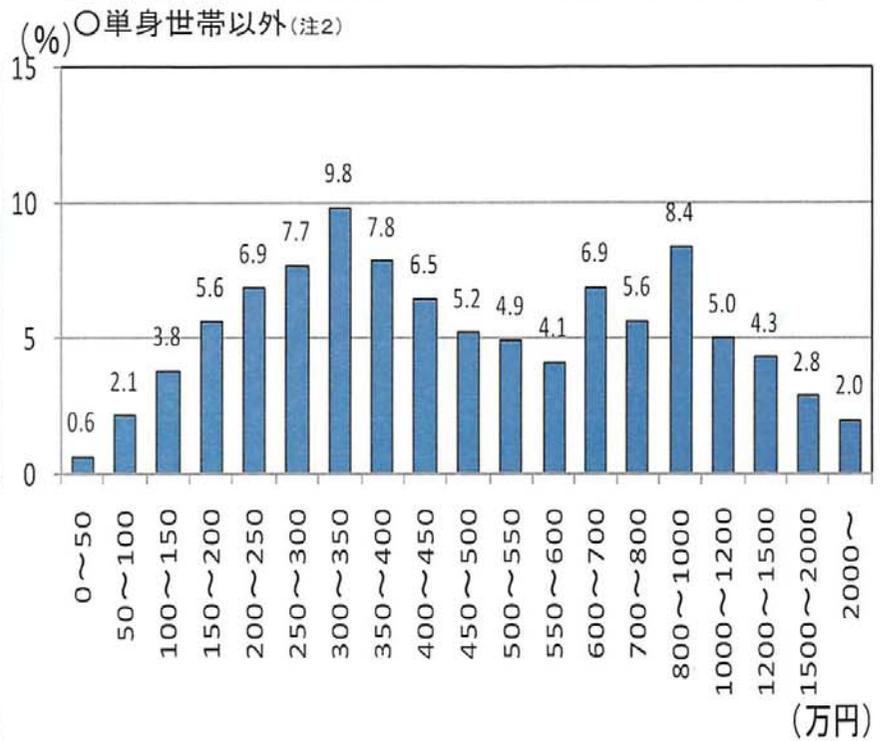
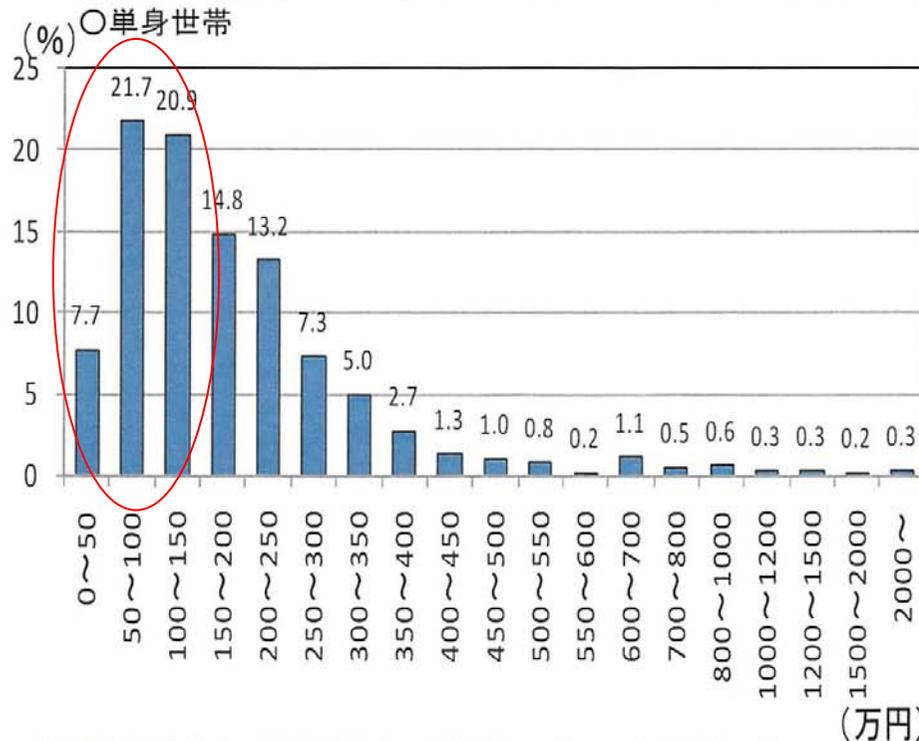


（注1）基礎のみ・旧国民年金老齢年金とは、新法厚生年金保険の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧国民年金（5年年金を除く。）をいう。

（注2）老齢基礎年金の満額が6.6万円であるにもかかわらず、7万円以上の者がいるのは、振替加算や付加年金を加えた額となっているためである。

## 高齢者のいる世帯の所得分布

- 高齢者のいる世帯<sup>(注1)</sup>の所得<sup>(注2)</sup>については、単身世帯においては、年額50万円以上100万円未満である世帯が最も多く、年額150万円未満である世帯が半数以上を占めている。
- 単身世帯以外<sup>(注3)</sup>においては、年額300万円以上350万円未満の世帯が最も多く、年額350万円未満である世帯が1/3以上を占めている。



(注1) 高齢者のいる世帯とは、65歳以上の者のいる世帯をいう。

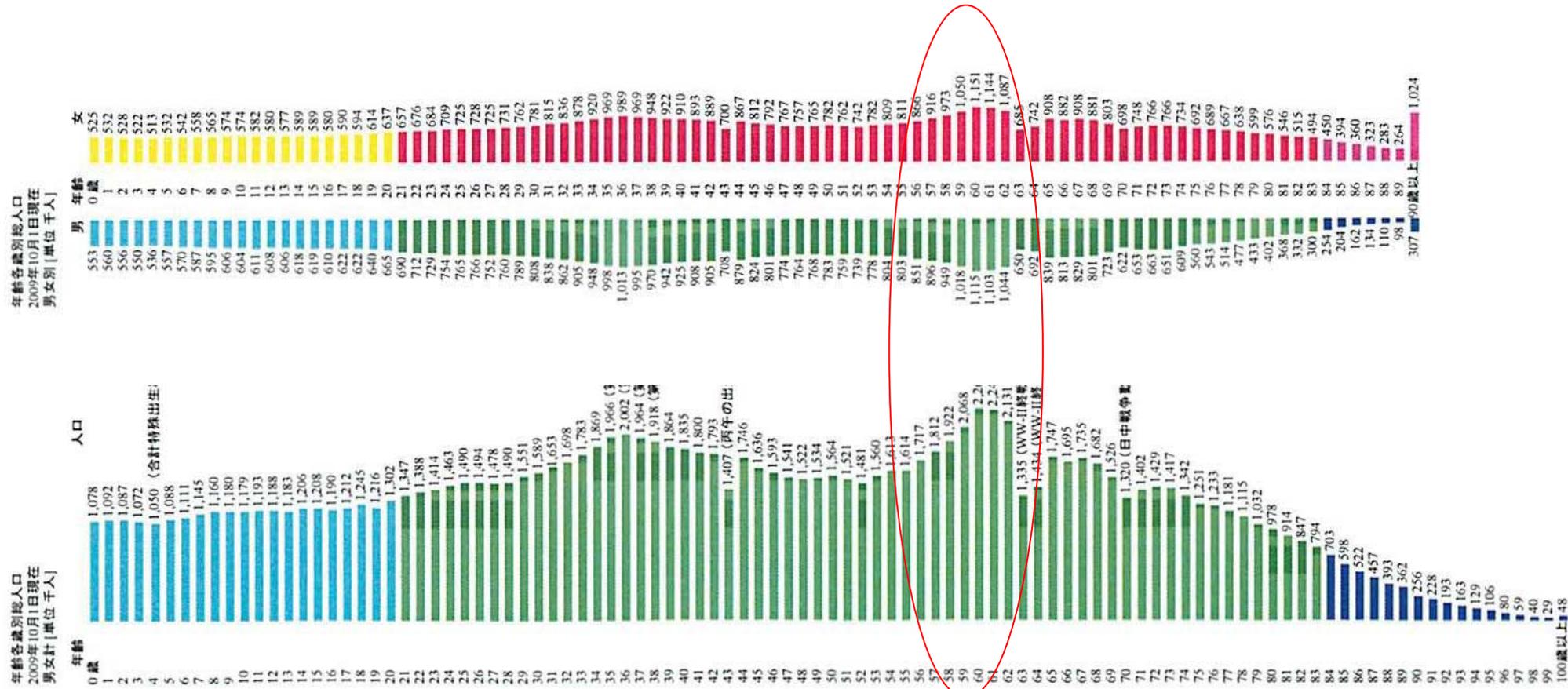
(注2) 国民生活基礎調査の「所得」は、給与収入、年金収入、事業所得（売上げから必要経費を控除した額）等の合計を指す。

(注3) 単身世帯以外については、高齢者以外の世帯員の所得も含んでいるため、必ずしも高齢者の所得ではない。

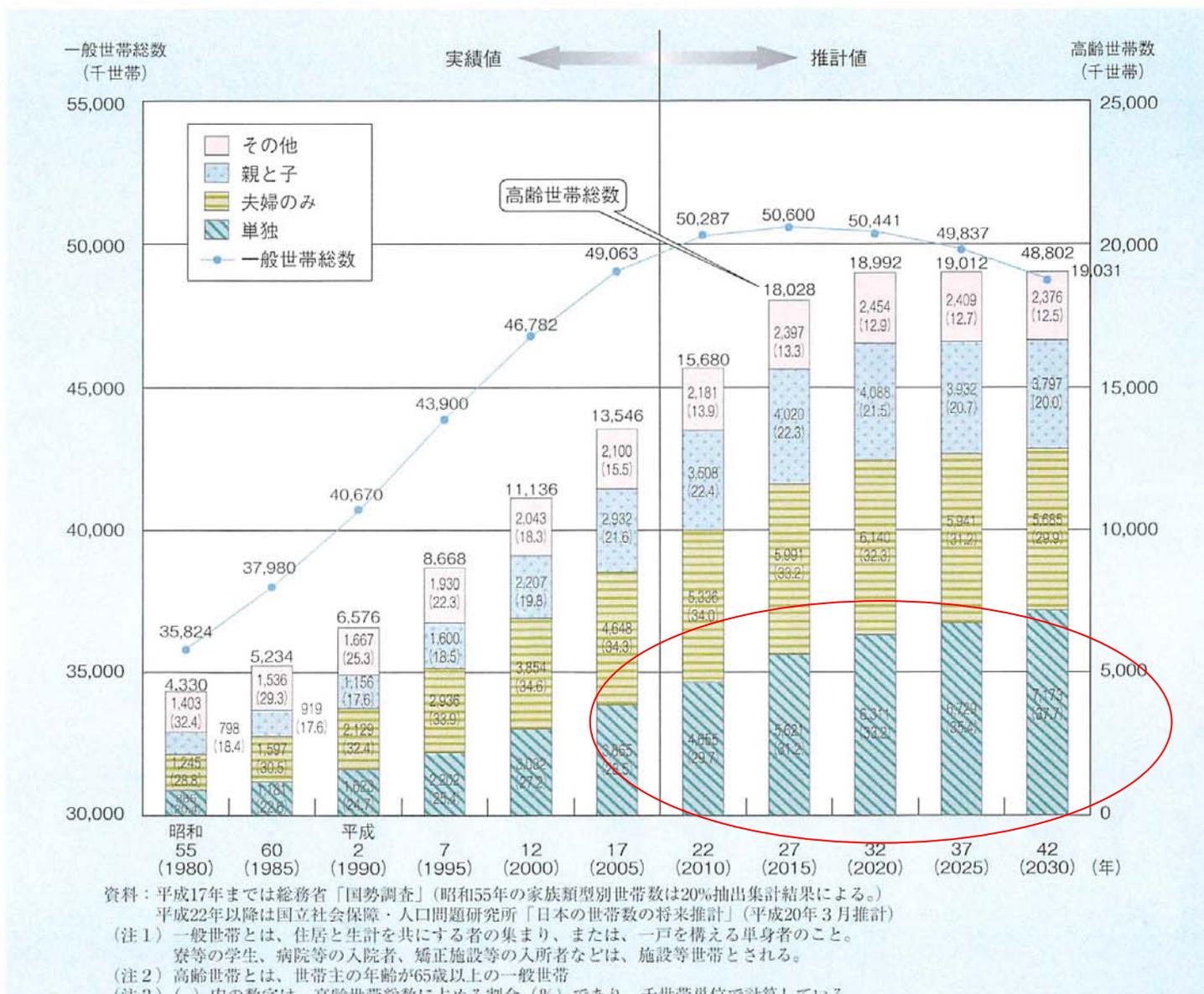
# 年齢別人口

以下のグラフは各歳別総人口を示すいわゆる人口ピラミッドを表したものである。  
 複数の戦争前後による人口の減少・増加が現れる。

■または■は平成生まれ、■または■は昭和生まれ、■または■は明治・大正生まれを示す。



# 高齢世帯数(家族類型別)及び一般世帯総数の推移



## 高齢者の世帯形態の将来推計

(万世帯)

	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
一般世帯	4,906 万世帯	5,029	5,060	5,044	4,984	4,880
世帯主が 65歳以上	1,355 万世帯	1,568	1,803	1,899	1,901	1,903
単独 (比率)	387万世帯 28.5%	466 29.7%	562 31.2%	631 33.2%	673 35.4%	717 37.7%
夫婦のみ (比率)	465万世帯 34.3%	534 34.0%	599 33.2%	614 32.3%	594 31.2%	569 29.9%

(注) 比率は、世帯主が65歳以上の世帯に占める割合

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計－2008年3月推計－」

251万人の増加  
そのうち、何万人が生活保護者受給者となるか？

## ① 第1号被保険者の就業状況

- 平成20年国民年金被保険者実態調査結果（平成22年3月公表）によると、臨時・パートの割合が26.1%となっており、平成11年調査と比較して10ポイント近く増加している。
- 次に、就業状況別の保険料納付状況をみると、臨時・パートは完納者の割合が最も低くなっている。
- また、就業状況別の第1号被保険者本人の所得水準をみると、臨時・パートは自営業主、家族従業者、常用雇用と比較して低くなっている。
- このように、納付率が低くなっている背景には、不安定な雇用状況におかれた保険料負担能力の低い非正規労働者の割合の増加という要因もあると考えられる。

### <第1号被保険者の就業状況>

	自営業主	家族従業者	常用雇用	臨時・パート	無職	不詳
平成11年調査	22.6%	11.3%	9.8%	16.6%	34.9%	4.8%
平成14年調査	17.8%	10.1%	10.6%	21.0%	34.7%	5.7%
平成17年調査	17.7%	10.5%	12.1%	24.9%	31.2%	3.6%
平成20年調査	15.9%	10.3%	13.3%	26.1%	30.6%	3.8%

※注1：平成17年以前については、調査年の4月又は5月に資格喪失した者が含まれていないが、平成20年には含まれるため、推移をみる場合には注意が必要である。

※注2：四捨五入の関係で総計が100%にならない場合がある。

<就業状況別 保険料納付状況（平成20年調査）>

	完納者	一部納付者	申請全額免除者	学生納付特例者	若年者納付猶予者	1号期間滞納者
自営業主	57.6%	12.3%	7.7%	0.9%	0.6%	21.0%
家族従業者	64.6%	10.2%	6.5%	0.7%	1.0%	17.0%
常用雇用	40.2%	12.9%	5.7%	11.5%	1.7%	28.0%
臨時・パート	34.5%	11.2%	13.8%	12.5%	2.7%	25.3%
無職	39.1%	8.0%	14.5%	11.9%	2.7%	23.7%

<就業状況別 第1号被保険者の属する世帯及び第1号被保険者本人の所得水準（平成20年調査）>

	①第1号被保険者の属する世帯の総所得金額（平均）	②第1号被保険者本人の総所得金額（平均）
総数	469万円	121万円
自営業者	556万円	286万円
家族従業者	539万円	113万円
常用雇用	491万円	152万円
臨時・パート	416万円	63万円
無職	424万円	45万円

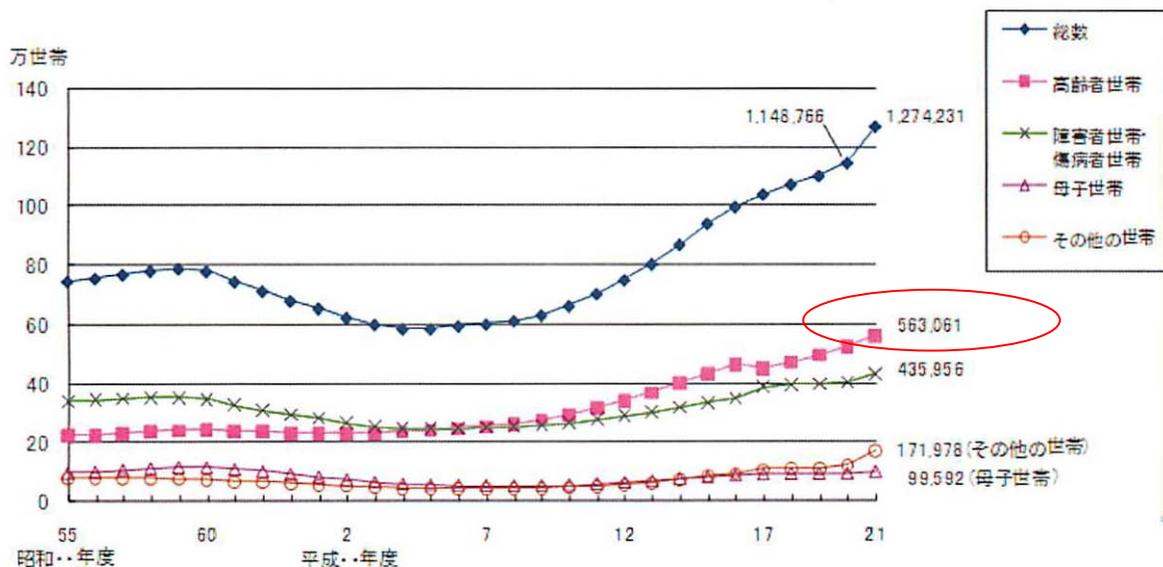
※注1：①は世帯の総所得金額が不詳な者を除く。②は本人の総所得が不詳な者を除く。

※注2：平成19年の所得である。

※注3：上記の平均額は、郵送調査と所得等調査の結果を合わせて集計（両方の調査票がそろっている者のみを集計）したものであり、所得等調査のみによって集計した平均値（12ページ参照）と総数が異なる場合がある。

# 被保護世帯数の推移

図1 世帯類型別被保護世帯数(1か月平均)



注: 総数には保護停止中の世帯も含む。

表1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移(1か月平均)

平成21年度の1か月平均の「被保護世帯数」は1,274,231世帯(過去最高)で、前年度に比べ125,465世帯(前年度比10.9%)増加した。

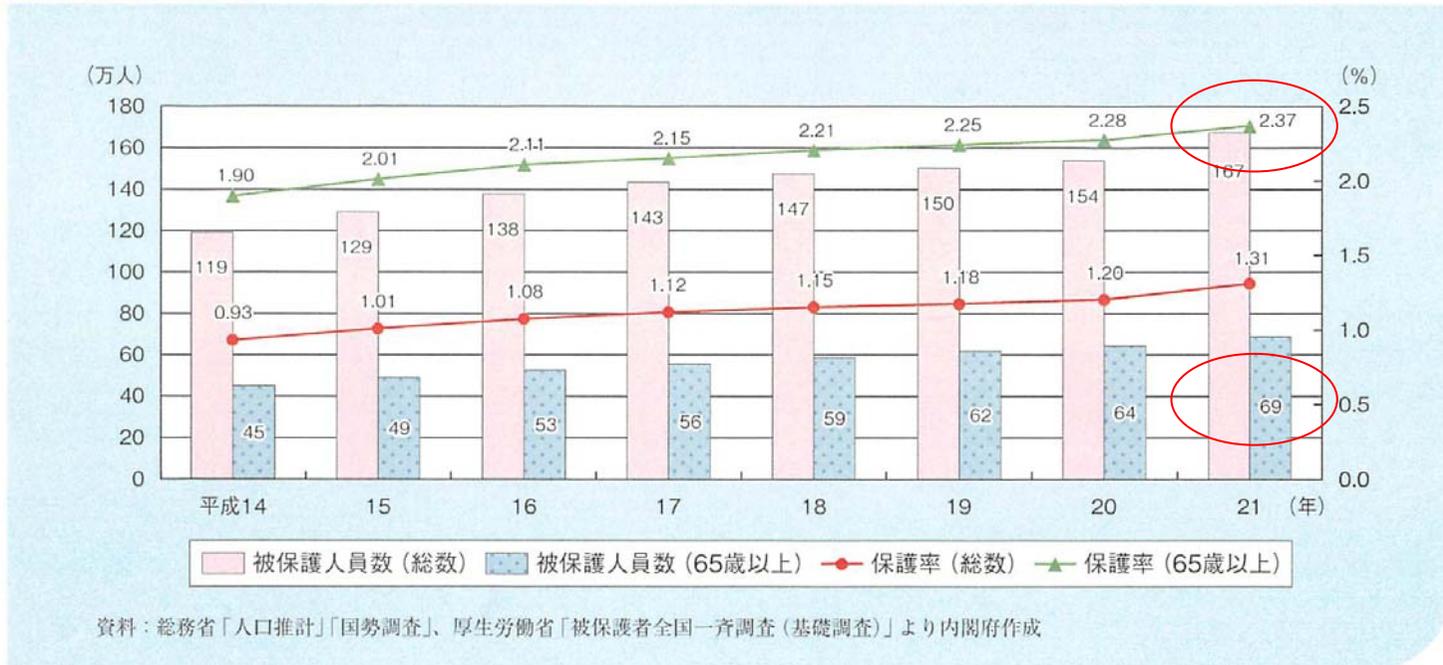
被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が563,061世帯(同7.5%増)と最も多く、次いで「障害者世帯・傷病者世帯」で435,956世帯(同7.1%増)となっている。(図1、表1)

	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	1,041,508	1,075,820	1,105,275	1,148,766	1,274,231	125,465	10.9
高齢者世帯	451,962	473,838	497,665	523,840	563,061	39,221	7.5
障害者世帯・傷病者世帯	389,818	397,357	401,088	407,095	435,956	28,861	7.1
母子世帯	90,531	92,609	92,910	93,408	99,592	6,184	6.6
その他の世帯	107,259	109,847	111,282	121,570	171,978	50,408	41.5

注: 総数には保護停止中の世帯も含む。

図1-2-7

被保護人員の変移



厚生労働省社会・援護局保護課  
平成24年2月9日

### 65歳以上の生活保護受給者

被保護人員	65歳以上の被保護人員	うち年金を受給していない者
人 1,673,630	全体の4割は 高齢者 人 693,290	人 373,760

資料：被保護者全国一斉調査(個別、平成21年7月1日時点の抽出調査(10分の1))を基に推計  
注：被保護人員は実際の数字(1,763,572人(福祉行政報告例))とはズレがある。

※ 2009年：65歳以上人口2888万人、2042年(65歳人口ピーク時)3878万人(2009年比1.3倍)

## 基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意。

◇ 基礎年金月額 65,741円 (夫婦合計：131,482円) (平成23年度月額)

◇ 生活扶助基準額 西条市、新居浜、四国中央市 (平成23年度月額、単位：円)

		生活扶助基準額(3級地-2~1級地-1)					
		<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">西条市、新居浜、四国中央市</span>				<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">松山市</span>	<span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">東京(区部)</span>
世帯	構成	3-2	3-1	2-2	2-1	1-2	1-1
単身	65歳	62,640	66,260	69,910	73,540	77,190	80,820
夫婦	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250	49,995	52,740	55,480	58,230	60,970
	夫婦合計額	94,500	99,990	105,480	110,960	116,460	121,940

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

# 国民年金の財政見通し（平成21年財政検証）

○ 基本ケース(人口は出生中位(死亡中位)、経済中位ケース)

年度	保険料月額 (注1)	収入合計				支出合計		収支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (21年度価格)	積立 度合
		保険料 収入	運用収入	国庫負担		基礎年金 拠出金					
平成(西暦)	円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	
21(2009)	14,700	4.8	2.2	0.1	2.4	4.7	4.5	0.1	10.0	10.0	2.1
22(2010)	14,980	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.2	10.2	10.1	2.1
23(2011)	15,260	4.9	2.2	0.2	2.5	4.7	4.5	0.1	10.3	10.3	2.2
24(2012)	15,540	4.9	2.2	0.2	2.5	4.8	4.6	0.1	10.4	10.5	2.1
25(2013)	15,820	5.1	2.3	0.2	2.6	5.0	4.8	0.1	10.5	10.3	2.1
26(2014)	16,100	5.4	2.4	0.3	2.7	5.2	5.0	0.1	10.7	10.2	2.0
27(2015)	16,380	5.7	2.5	0.3	2.8	5.4	5.2	0.2	10.9	10.0	2.0
32(2020)	16,900	6.6	2.9	0.5	3.2	6.1	5.9	0.5	13.0	10.6	2.0
37(2025)	16,900	7.3	3.2	0.6	3.5	6.6	6.4	0.7	16.3	11.7	2.4
42(2030)	16,900	8.0	3.4	0.8	3.8	7.1	6.9	0.9	20.6	13.1	2.8
52(2040)	16,900	9.5	3.6	1.2	4.7	8.7	8.5	0.8	29.9	14.9	3.4
62(2050)	16,900	11.5	4.0	1.5	6.0	10.9	10.8	0.5	36.6	14.2	3.3
72(2060)	16,900	13.3	4.4	1.6	7.2	13.0	12.9	0.3	40.6	12.3	3.1
82(2070)	16,900	14.7	4.8	1.6	8.2	14.8	14.7	-0.2	40.8	9.7	2.8
92(2080)	16,900	16.0	5.4	1.5	9.1	16.4	16.2	-0.4	37.8	7.0	2.3
102(2090)	16,900	17.3	6.1	1.3	9.9	17.9	17.8	-0.6	33.0	4.8	1.9
112(2100)	16,900	18.7	6.7	1.0	10.9	19.7	19.6	-1.0	25.1	2.8	1.3
117(2105)	16,900	19.5	7.2	0.8	11.5	20.7	20.6	-1.2	19.5	1.9	1.0

(備考)

前提：基本ケース  
出生：中位ケース  
死亡：中位ケース  
経済：中位ケース

長期の経済前提  
物価上昇率 1.0%  
賃金上昇率 2.5%  
運用利回り 4.1%

マクロ経済スライド  
調整開始年度  
平成24(2012)年度  
調整終了年度  
平成50(2038)年度

2005年(実績)→2055年

出生中位：  
1.26→1.26

死亡中位：  
男：79才→84才  
女：85才→90才

(注1) 保険料月額は国民年金法第87条第3項に規定されている保険料の額(平成16年度価格)を示している。実際の保険料の額は、平成16年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、平成21(2009)年度における保険料の額は月額14,660円である。

(注2) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

(注3) 「21年度価格」とは、賃金上昇率により、平成21(2009)年度の価格に換算したものである。

## 国民年金 満額月額の推移

～物価上昇率ゼロでマクロ経済スライドを行う仮定のもとで～

		年月	調整率	基礎年金満額	
		2012 4	(%)	65,541	(円)
特例水準解消	1	2012 10	-0.9	64,951	
	2	2013 4	-0.8	64,432	
	3	2014 4	-0.8	63,916	
	4	2014 4	-0.8	63,916	
マクロ経済スライド (21年財政検証の27年間をそのまま適用すると仮定)	1	2015 4	-0.9	63,341	
	2	2016 4	-0.9	62,771	
	3	2017 4	-0.9	62,206	
	4	2018 4	-0.9	61,646	
	5	2019 4	-0.9	61,091	
	6	2020 4	-0.9	60,541	
	7	2021 4	-0.9	59,996	
	8	2022 4	-0.9	59,456	
	9	2023 4	-0.9	58,921	
	10	2024 4	-0.9	58,391	
	11	2025 4	-0.9	57,866	
	12	2026 4	-0.9	57,345	
	13	2027 4	-0.9	56,829	
	14	2028 4	-0.9	56,317	
	15	2029 4	-0.9	55,810	
	16	2030 4	-0.9	55,308	
	17	2031 4	-0.9	54,810	
	18	2032 4	-0.9	54,317	
	19	2033 4	-0.9	53,828	
	20	2034 4	-0.9	53,344	
	21	2035 4	-0.9	52,864	
	22	2036 4	-0.9	52,388	
	23	2037 4	-0.9	51,916	
	24	2038 4	-0.9	51,449	
	25	2039 4	-0.9	50,986	
	26	2040 4	-0.9	50,527	
	27	2041 4	-0.9	50,072	

但し、現行制度ではスライドの自動調節は「名目下限額」を下回らない範囲で行うものとされている

国民年金は、財政的には破綻していなくても、これのみで生活するには苦しい。  
みじめな生活を余儀なくされる高齢者が大量に増えることに対処しなければならない